

## ○沖縄県企業局測量及び建設コンサルタント業者等の指名に関する要領

〔 昭和62年7月1日  
制 定 〕

〔改正〕 平成9年5月1日 平成10年4月1日 平成15年5月30日 平成20年3月27日 平成21年10月15日  
平成23年4月1日 平成26年3月26日 平成27年3月31日 平成29年3月21日 令和3年6月25日  
令和3年7月13日

(目的)

**第1条** この要領は、建設工事等に関する測量、建築設計及び建設コンサルタント業者等（以下「コンサルタント業者等」という。）の指名基準及び指名審査会等に関して必要な事項を定め、以って委託業務の適正な発注並びに円滑な実施を図ることを目的とする。

(指名基準)

**第2条** 委託業務の入札参加者を指名しようとするときは、当該年度の「測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」（土木建築部作成）に登録されている者のうちから、次に掲げる事項に留意するとともに、別表第1の基準により、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏しないように、指名審査会の審査を経て指名しなければならない。

- (1) 当該業務に対する技術的適正
- (2) 会社の経営状況、使用人数及び技術者の状況
- (3) 専門的技術を要する特殊業務の場合は、専門業者との技術提携の状況
- (4) 過去における成果の状況
- (5) 測量等で分筆業務を含むものについては、専任の土地家屋調査士免許取得者の有無
- (6) ボーリング調査の場合は、ボーリング機械の保有状況
- (7) 磁気探査調査の場合は、磁気探査機器の保有状況

(指名審査会の設置及び所掌事務)

**第3条** 業者の指名を行うため、企業局本庁及び出先機関に指名審査会（以下「審査会」という。）を置き、コンサルタント業者等の指名について調査審議する。

(審査会の構成)

**第4条** 1件3,000万円以上の委託業務については、企業局長、企業技監、企業企画統括監、企業技術統括監、総務企画課長、配水管理課長及び建設課長並びに当該業務を執行する機関の長をもって審査会を構成する。ただし、審査会が必要と認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

2 審査会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、企業局長をもって充てる。
- (2) 会長は、会務を総括する。
- (3) 会長に事故があるときは、企業企画統括監又は総務企画課長がその職務を代理する。

(4) 前号の規定による代理の順位は、次のとおりとする。

ア 企業企画統括監 第1位

イ 総務企画課長 第2位

**第4条の2** 企業局本庁における1件3,000万円未満の委託業務については、総務企画課長、総務企画課建設業務指導班長、配水管理課長及び建設課長をもって審査会を構成する。ただし、審査会が必要と認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

2 審査会の運営は、次のとおりとする。

(1) 会長は、総務企画課長をもって充てる。

(2) 会長は、会務を総括する。

(3) 会長に事故があるときは、総務企画課建設業務指導班長がその職務を代理する。

3 企業局本庁における1件100万円未満の委託業務については、審査会に諮ることを要しない。この場合においては、総務企画課長と当該事業を担当する課長との協議により指名業者を決定するものとする。

**第4条の3** 出先機関における1件3,000万円未満の委託業務については、所長、技術総括（技術総括を置かない出先機関にあつては、次長）、庶務班長（水質管理事務所にあつては、庶務担当の主幹）及び当該事業を担当する班長をもって審査会を構成する。ただし、審査会が必要と認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

2 審査会の運営は、次のとおりとする。

(1) 会長は、所長をもって充てる。

(2) 会長は、会務を総括する。

(3) 会長に事故があるときは、技術総括（技術総括を置かない出先機関にあつては、次長）がその職務を代理する。

3 出先機関における1件100万円未満の委託業務については、審査会に諮ることを要しない。この場合においては、所長と当該業務を執行する班長との協議により指名業者を決定するものとする。

（指名業者数）

**第5条** 指名業者数は、執行する1件500万円以上の委託業務については8名、1件500万円未満の委託業務については6名を標準とする。ただし、審査会が必要と認める場合又は特殊な業務については、この限りでない。

（指名業者推薦書の提出）

**第6条** 業者の指名を審査会に諮るときは、指名業者推薦書（第1号様式）を審査会に提出しなければならない。

（共同企業体の結成）

**第7条** 高額な委託業務や業種の異なる委託業務を同時に発注する場合には、指名審査会に諮り、共同企業体を結成することができる。

(準用規定)

**第8条** 沖縄県企業局建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領（昭和62年7月1日制定）第5条、第6条、第10条及び第11条の規定は、コンサルタント業者等の指名について、これを準用する。

(その他)

**第9条** この要領に定めるもののほか、指名に関し必要の事項は、局長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月30日から施行する。

附 則（平成20年3月27日企業総1942号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月15日企業総第1226号）

この要領は、平成21年10月15日から施行する。

附 則（平成23年4月1日企業総第293号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日企業総第1887号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日企業総第1849号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日企業総第1678号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行する。

別表第1（第2条関係）

指名基準の運用基準

指名基準	留意事項
1 経営及び信用の状況	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められること。</p> <p>(2) 本県各部局所管の委託契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している場合など、明らかに受託者として不適当であると認められること。</p>
2 当該委託業務について技術的適正	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該委託業務と同種業務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該委託業務の受託に必要な業務管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術的水準の業務の受託実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該委託業務の委託条件と同等と認められる条件下での受託実績があること。</p> <p>(4) 発注予定業務種別に応じ、当該委託業務を受託するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
3 当該委託業務に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での受託実績等からみて、当該委託業務を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 手持委託業務の状況	<p>業務の手持状況からみて、当該委託業務を行う能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 その他不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 本県発注業務について、委託契約書に基づく管理技術者等に対する措置請求に受注者が従わないこと等委託契約の履行が不誠実であること。</p> <p>(2) 本県発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 賃金不払いに関する通報が関係行政機関からあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当であると認められること。</p>